

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和6年9月24日 午前11時05分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長	小座野 定 信
副 議 長	櫻 井 繁 行

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	金 子 俊 文
議 会 総 務 課 長	谷 中 博 文
議 会 総 務 課 課 長 補 佐	鴻 巣 智 子

議 事 日 程

令和6年9月24日（火曜日）午前11時05分 開 議

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件

(1) 「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からの調査報告書及び会議録に基づく、証人の虚偽陳述に対する告発について

4. 諮問に対する答申（案）について
5. 閉 会

開 議 午前11時05分

○矢口龍人委員長

改めまして、こんにちは。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

会議に入ります前に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど、16番矢口龍人議員より「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からの調査報告書及び会議録に基づく、証人の虚偽陳述に対する告発についてが提出されました。

この取扱いについて、貴委員会のご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

○矢口龍人委員長

協議事項は、ただいま議長あいさつでもありましたように、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会からの調査報告書並びに会議録に基づく、証人の虚偽陳述に対する告発についての取扱いについてであります。

ただいま提出されました議員発議につきましては、議会運営委員会でご協議をいただき、承認いただければ本会議へ提出することになり、趣旨説明、質疑、討論を経て、採決を行うこととなります。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄副委員長

そのとおりにやっていただきたいと思います。

○矢口龍人委員長

ほかにございませんか。

○小倉 博委員

前回までこの虚偽について、私もあの中でもこれは決してないと思いました。しかし、今日、朝新たに質疑をして、うそはついていないということが今日初めてまた言葉が出ましたので、またほかには何かあるものと想定して、真実をもう少し警察に追及していただきたいと思い、少し見送りたいと思います。時期尚早。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○岡崎 勉委員

今、今日初めての田代さんのを見ましたけれども、うそをついていないけれども、何か言い訳があるだろうと思うので、もうちょっと時間があればなと思ったんだけど、私の考えとしては、告発するにしても。ということです。

○佐藤文雄副委員長

警察が8月28日に確認をして、これは虚偽じゃないかということで我々も確認をして、虚偽だということになったわけだから、それ以上のことは何もないと。ですから、今の提案については、全員協議会に諮って、もう粛々と進めると。そこで採決をするということがいいと思うんですよ。

ここで逆にそれを取り下げることになったら、ますます問題になってしまうと思うんですよ。ただちゃんと協議として成立させて、粛々と議論をして、採決をするという方法がいいと思います。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

私、そうした方がいいというわけと言うわけではないですけども、警察の動き、それで百条委員会の報告書をある程度読ませてもらいました。その中で田代氏は、書類はもうないと、USBも破損して復元不可能だということを再三にわたって百条委員会で述べております。にもかかわらず、その証拠品が出てきたということを警察が役所のほうに報告してくれたということは、言うならば警察が、警察は警察で動いているけれども、議会も議会として百条委員会としての威厳というか、議会としての威厳を保てるようなことでの報告だと思います。

捜査内容が明らかにされていませんが、もうそこで、あったかなかったかしかないと思いますね。ないというものが出てきた。ということは、もう虚偽以外にないというふうに私は思います。そういうところから判断してもらえた方がいいかなというふうに私は感じます。

以上です。

○矢口龍人委員長

私も言わせていただくと、何で議会前にああいう申入れみたいなことをやっているんだろう、何を考えているんだと、はっきり言って私はあの今日の田代氏の申入れ書みたいなのは、あんなもの全く、私は議長に相手にしない方がいいよという話をしたんだけど、一応皆さんに報告だけは、議論はどうでも報告はした方がいいじゃないですかと言うから報告することになりましたけれども、あれを議論の対象にしているでしょう、小倉委員も岡崎委員もあれを相手にしちゃいけないですよ。それこそ議会が混乱するだけ。議会を混乱させるために、ああいう申入れをしている。それに乗っちゃ駄目ですよ。議員としてもう少し威厳を持ってくれないと。

○岡崎 勉委員

私は、あの文章を見たからばかりじゃなくて、警察は多分確認したと思うんですよ、私は。来たから

ね。こういうことがあったんですかという、だからそれをいきなり告発、私は告発もいいと思うんですよ。それは私の考えはそういうことで考えであって、だからあの文書を見たからじゃなくて、やはり時間をかけたほうがいいのかという、告発することは時期尚早ということです。

○矢口龍人委員長

時間をかけるとか、あれがどういうふうにするわけなのか。それが分からない。時間をかけるって、あれだけ時間をかけて議会は何もできないでしょう。

○小倉 博委員

さっき私が言っていたのは、じゃどこから出てきたかという……

〔「捜査情報は教えないよ」と呼ぶ者あり〕

〔「だから本人は処分したんだけど、警察が見つけたということもあるし」と呼ぶ者あり〕

○小倉 博委員

だから偽証は間違いないけれども、今になってあったというものが何で出てきて、どこから見つけたのか。

○矢口龍人委員長

反対すればいいでしょうよ。私が提案するのに反対だったら反対すればいいでしょう。

それでは、お諮りいたします。

議員発議につきましては、追加日程第4とし、直ちに本日の議事日程に組み込み、提案者から趣旨説明を行い、議案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を行い、直ちに採決にすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、議案に対する質疑につきましては、先例により通告がなくても認めることとし、質疑の方法は一問一答とし、質疑の回数は、1議案1要旨につき3回までとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

本案につきましては、除斥議員の該当がないかと思いますが、ご意見がある方は挙手をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので議会運営委員会としては除斥議員は該当なしとさせていただきます。

本会議の中で採決を採ることといたします。

○議長（小座野定信君）

委員長、久松議員も関わることなので久松議員は退場したほうがいいかなと思うんですけれども。

○矢口龍人委員長

私はそうは思いません。

○佐藤文雄副委員長

外に出ていくというよりも、ちゃんと宣言をして、百条委員会に関わる問題なので、久松議員は除斥をしたほうがいいと思いますというふうにしてやったほうがいいんじゃないですか。

〔「自分でどう思うの」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員

この題名からして私の名前が出ていますので、そこはやはり、いて混乱をするというのはあると思うので、議長がおっしゃるとおり、前の人が出て採決云々と委員長が言ったらどっちとなるとなるから、除斥で私は仕方ないのかなと、題名が私に関わっているというふうに最初から言っちゃっているの、致し方ないのかなと。

○副議長（櫻井繁行君）

全員入っているわけだから、自分から自主的に退室したっていいんだろうし、それを何も百条委員会関係ないんだから、議長が指示をして出る必要があるのかなと思うんですけども。

○久松公生委員

この題名に関しての告発についてで、自分のことじゃないんですが、どうなのかなと、題名がこういう題名……

○副議長（櫻井繁行君）

そういうのって実際、事務局としてはどうなんですか。

○議会総務課長（谷中博文君）

最終的には諮っていただくのが一番いいというか、除斥かどうかということを議会運営委員会で議長のほうから投げさせていただいて、採決のこともありますので、除斥に該当するかどうか諮っていただくという方法もあるかなと思います。皆さんでお決めいただいて、最終的には除斥のほうが多ければ除斥をしていただくという方法もあります。

○副議長（櫻井繁行君）

だったら議会運営委員会で決めちゃったほうがいいんじゃないですか。何かあそこでみんなで15人でやるよというのだったら……

○議長（小座野定信君）

本会議場でごちよごちよやるより……

○副議長（櫻井繁行君）

ここの意向でいいんじゃないですか。皆さん、議会運営委員会で決めてもらえれば。

○矢口龍人委員長

どうしますか。

除斥に関して該当あるなしだから、今お諮りしたんですけども。

○佐藤文雄副委員長

だから私は除斥したほうがいいんじゃないかなと。

〔「仕方は」と呼ぶ者あり〕

○佐藤文雄副委員長

だからそれは議長が言って、除斥をするとしたほうが、何かすつと抜けるタイミングの問題もあるような気がするけれども、いずれにしてもこれに関わっているから、やはりそのほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか、皆さん。

○矢口龍人委員長

では、除斥ということでもいいですか。

○矢口龍人委員長

そういうことでさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本日の諮問に対する答申（案）につきましては、作成するいとまがないためも作成を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、本委員会終了後に開催されます全員協議会において、本職から本委員会の審議結果の報告を口頭で行いたいと思います。

これで議会運営委員会を散会いたします。

散 会 午前１１時２１分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人